

# 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成26年度実施状況報告書

平成27年9月16日  
こども青少年・教育委員会資料  
こども青少年局

平成26年6月に制定にされた本条例に基づく平成26年度の実施状況を報告します。(第15条)

## 1 横浜市の体制(第4条等)

## 3 市の責務(第4条)

## 4 情報の共有(第9条)

26年度の取組と実績

### (1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置

- ア 4か所の児童相談所を設置
- イ 区こども家庭支援課の体制  
係長・保健師・社会福祉職で構成する「虐待対応調整チーム」を設置
- (2) 「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区と児童相談所の連携強化  
区と児童相談所の責任職・職員が参加する双方向での実地研修 6回 58人参加
- (3) 専門的な職員の育成  
ア 児童相談所職員研修  
階層別研修等 165回 延べ2,217人参加  
イ 区こども家庭支援課職員研修  
専門研修等 107回 延べ3,325人参加

## 2 通告及び相談に係る対応等(第8条)

- (1) 通告の調査、子供の安全確認を行なうための措置  
ア 児童相談所の児童虐待・通告受理 件数4,507件  
イ 区こども家庭支援課の通告・相談受理  
受理した通告・相談は、子供の安全確認や調査を行い、虐待の有無や支援を受理会議で組織的に判断 検討事例数4,335件(26年度から実施)
- (2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制整備  
ア 横浜よこはま子ども虐待ホットライン  
24時間365日7ヶ-ダイヤル 相談・通告件数2,903件  
イ 子ども・家庭支援相談(区こども家庭支援課)  
電話相談12,121件 面接相談6,181件

虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の防止、早期発見や子育て支援事業などの支援策を充実する

### (1) 児童虐待の予防・早期発見

- ア 妊娠届出時の看護職等による面接  
妊娠の届出をした妊婦を対象に、看護職等が個別面談を行い、妊娠期から養育の支援を必要とする特定妊婦等を支援
- イ 医療機関における特定妊婦等の早期把握のための情報提供書の活用
- (2) 子育て支援事業(児童福祉法21条の9)の充実  
こんにちは赤ちゃん訪問事業、育児支援家庭訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、一時保育事業等を実施し、孤立化や子育ての悩みの解消を図るための取組を実施
- (3) 精神保健に関して専門知識を有する医師の診察を受けやすい環境の整備  
ア 精神科医や臨床心理士による専門家相談の実施  
イ 日本精神神経科学会等で医師への啓発の実施

### (4) 調査研究、必要な広報啓発活動及び教育に努める

- ア 親になるための準備、虐待の予防及び早期発見のための方策  
・親支援プログラムを活用した養育者支援事業等  
・養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等  
・小・中学生を対象にした思春期健康教育等
- イ 虐待を受けた子供のケア、虐待を行った保護者への指導及び支援

- ・被虐待児支援強化事業(被害確認面接研修) 性的虐待に関する専門的な面接技術や診察等に関する研修等
- ・健全育成事業  
在宅で支援中の子どもを対象にレクリエーションの実施
- ウ 学校の教職員、児童福祉施設等の職員が虐待防止に果たす役割
- ・児童支援専任教諭を全小学校に配置
- ・放課後児童育成事業関係者への啓発・研修
- エ 虐待を受けた子供が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析  
・重篤事例検証委員会を開催し、6歳女児死亡事例について検証報告書を取りまとめ
- ・庁内関係課が連携し、居所不明児を把握する取組を開始
- (5) 要保護児童対策地域協議会  
・代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)  
・実務者会議(区虐待防止連絡会)、小地域ごとの会議開催等
- (6) 関係機関が行う虐待防止の取組支援  
ア 関係機関向けの研修  
イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク  
市内の中核医療機関の小児科医が中心に発足した、ネットワーク会議の開催や調査研究活動を支援
- ウ 区と医療機関の連携のための連絡会を実施

市及び関係機関は、それぞれが保有する情報を共有し、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携を図る

### (1) 要保護児童等進行管理会議

- ・区と児童相談所は、支援する全ての虐待ケース(26年度末 4,048人)について進行管理台帳で管理し、定期的なアセスメントを実施
- ・3か月に一度、区と児童相談所による、要保護児童等進行管理会議を開催し、ケースの最新情報の把握や支援方針の確認

### (2) 個別ケース検討会議

- 子どもや養育者を支援する関係者が集まり、具体的な支援方針や役割分担を検討 会議開催回数 1,281回

### (3) 要保護児童等の引継

- 要保護児童が転居した場合には、転居先の市町村又は児童相談所に速やかに引継ぎ(移管・情報提供)を実施
- ・他都市へ送付数 298件
- ・他都市から受理数 362件
- ・市内移管数 311件



## 5 虐待を受けた子供に対する保護及び支援(第10条)

## 6 虐待を行った保護者への支援、指導(第11条)

## 7 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条)

## 8 子供虐待防止の啓発(第13条)

26年度の取組と実績

- (1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める  
地域や関係機関からの通告により、新たに把握した児童虐待の件数 1,072件
- (2) 児童福祉法に基づく権限の行使  
・一時保護 1,340件(内、児童虐待654件)  
・立入調査 1件  
・出頭要求 2件
- (3) 保育所等での被虐待児の見守り強化  
虐待を受けた子どもを優先的に保育所等で受け入れ、見守りを行うとともに、円滑な園運営のために必要となるアルバイト保育士を配置

- (1) 虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援  
ア 家族再統合事業  
児童相談所は、一時保護又は児童福祉施設に入所中の親子を対象に、親子関係の再構築や児童の家庭復帰を目的とした取組 124件  
イ 区において、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリング事業等の実施
- (2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援  
ア 養育支援家庭訪問事業 家庭訪問員による訪問3,163件、ヘルパー派遣5,992件  
イ 児童相談所において、医療機関に委託し養育者のカウンセリングを実施

- (1) 妊婦は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める  
ア 妊婦健康診査事業  
妊婦健康診査費用補助券を交付し受診勧奨 受診延人数 382,677人  
イ 妊婦歯科健康診査事業  
妊婦歯科健康診査無料券を交付し受診勧奨 受診延人数 10,875人  
ウ 妊娠届出時の看護職による個別面談の実施  
面接実施者数 31,787人  
エ 母子保健指導事業  
親になる準備教育として母親(両親)教室開催、夫婦での参加に配慮し土曜両親教室の開催
- (2) 産婦人科を有する医療機関は、子どもの健全な成長のために講じられた施策などの周知を図る  
各種リーフレットを医療機関に送付

- 毎月5日が「子供虐待防止推進の日」と定められたことを受け、虐待防止の啓発を拡充
- (1) こども青少年局が行った事業  
ア 「子供を虐待から守る条例」の周知用パンフレットの作成・配布  
作成部数 28,000部  
イ ロゴマークを作成し、印刷物や名刺に掲載  
ウ 広報啓発事業  
・横浜市営バス全車両900台に啓発ポスター掲示  
・ブルーライン全車両でLED広告掲示等  
エ 「オレンジリボンたすきリレー」への協力
- (2) 区こども家庭支援課が行った事業  
各区において、区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを実施



平成 26 年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく  
実施状況報告書

平成 27 年 9 月

横浜市

## 目次

はじめに	3
1 横浜市の体制	4
(2) 区と児童相談所の連携強化	5
(3) 専門的な職員の育成 (第4条4項)	5
2 通告及び相談に係る対応等 (第8条)	6
(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置 (第8条1項)	6
(2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条2項)	7
3 市の責務 (第4条)	8
(1) 児童虐待の予防・早期発見 (第4条2項)	8
(2) 子育て支援事業 (児童福祉法第21条の9に規定) の充実 (第4条1項)	9
(3) 精神保健に関して専門知識を有する医師の診察を受けやすい環境の整備 (第4条6項)	11
(4) 次の各号に掲げる事項に関する調査研究、必要な広報啓発活動及び教育に努める (第4条7項)	12
(5) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化 (第4条5項)	14
(6) 関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援 (第4条3項)	15
4 情報の共有 (第9条)	17
(1) 要保護児童等進行管理会議	17
(2) 個別ケース検討会議	18
(3) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底	18
5 虐待を受けた子供に対する保護及び支援 (第10条)	18
(2) 児童福祉法に基づく権限の行使	19
(3) 保育所での被虐待児の見守り強化	20
6 虐待を行った保護者への支援、指導 (第11条)	20
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援	21

7	妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第 12 条）	22
	（1）妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に 受けるよう努める	22
	（2）産婦人科を有する医療機関は、第 4 条第 6 項の規定により講じられた施策等 の周知を図る	23
8	子供虐待防止の啓発（第 13 条）	24
	（1）こども青少年局が実施した啓発活動	24
	（2）区こども家庭支援課が実施した啓発活動	28
	資料	29
	横浜市子供を虐待から守る条例(全文)	

## はじめに

横浜市では、平成 23 年、24 年度の「児童虐待対策連携強化プロジェクト」により示された方針に基づき、平成 26 年 1 月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針（以下、「連携強化指針」という。）」が策定され、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容が具体的に示されました。

これを受け、平成 26 年 4 月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」が置かれ、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。これまでの児童相談所に加え、市民により身近な区のこども家庭支援課が、通告受理機関として広く周知されたことにより、児童虐待の早期発見及び未然防止に向けた支援を充実しました。

一方、児童相談所は専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、区に対する必要な支援を行うとともに、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行うなど、子どもの最善の利益を実現するために、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所としての役割を果たしています。

さらに、区と児童相談所それぞれの専門性を発揮して児童虐待対応に当たるために、局こども家庭課は、平成 26 年度から区と児童相談所の業務実地指導を開始し、連携強化指針に基づいた業務の遂行を推進しました。

地域、関係機関に対しては、平成 26 年 6 月に条例が制定されたことに伴い、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

# 1 横浜市の体制

## (1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置 (第4条4項)

### ア 児童相談所組織・構成

総職員数 372人 (正規職員 256人 再任用職員 8人 嘱託職員 108人 (ほか嘱託医師 計16人))

平成26年5月1日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
機	<ul style="list-style-type: none"> <li>所長</li> <li>副所長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>事務 3</li> <li>事務 (1)</li> <li>運転者 (1)</li> </ul> </li> <li>一時保護係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員 3</li> <li>保育士 15</li> <li>保育士 (8)</li> <li>保健師 1</li> <li>心理療法士 (1)</li> <li>学習指導員 (4)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>自立支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員 5</li> <li>保育士 3</li> <li>保健師 1</li> <li>心理療法士 (1)</li> <li>学習指導員 (2)</li> </ul> </li> <li>虐待対応・地域連携課長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>担当係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>事務 1</li> <li>社会福祉 1</li> <li>保健師 1</li> <li>ボランティア相談員 (7)</li> <li>虐待対応専門員 (9)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所長</li> <li>相談調整係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調査員 5 (再任用職員 2含む)</li> </ul> </li> <li>担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務 2</li> <li>運転者 (1)</li> <li>施設業務員 (2)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 4</li> <li>看護師 1</li> <li>虐待対応協力員 (1)</li> </ul> </li> <li>支援係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 9</li> <li>保健師 1</li> <li>養育支援家庭訪問員 (2)</li> <li>里親対応専門員 (1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>障害児支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>こころのケア係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>セラピスト 1</li> <li>児童心理司 4</li> <li>児童心理司 (1)</li> <li>保健師 1</li> <li>精神科医師 (2)</li> <li>小児科医師 (2)</li> </ul> </li> <li>医務担当係長</li> <li>一時保護係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員 3</li> <li>保育士 9</li> <li>保育士 (5)</li> <li>調理員 1</li> <li>調理員 (3)</li> <li>看護師 1</li> <li>心理療法士 (1)</li> <li>学習指導員 (4)</li> <li>援助指導員 (1)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所長</li> <li>一時保護所担当課長</li> <li>相談調整係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調査員 7 (再任用職員 3含む)</li> </ul> </li> <li>担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務 3</li> <li>運転者 (1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 4</li> <li>保健師 1</li> <li>虐待対応協力員 (1)</li> </ul> </li> <li>支援係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 12</li> <li>看護師 1</li> <li>養育支援家庭訪問員 (2)</li> <li>里親対応専門員 (1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>障害児支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>こころのケア係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>セラピスト 1</li> <li>児童心理司 4</li> <li>児童心理司 (1)</li> <li>保健師 1</li> <li>精神科医師 (1)</li> </ul> </li> <li>医務担当係長</li> <li>一時保護係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員 5</li> <li>保育士 15</li> <li>保育士 (8)</li> <li>保健師 2</li> <li>心理療法士 (1)</li> <li>学習指導員 (4)</li> <li>小児科医師 (1)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所長</li> <li>一時保護所担当課長</li> <li>相談調整係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調査員 5 (再任用職員 2含む)</li> </ul> </li> <li>担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務 3</li> <li>運転者 (1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 4</li> <li>保健師 1</li> <li>虐待対応協力員 (1)</li> </ul> </li> <li>支援係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 9</li> <li>保健師 1</li> <li>養育支援家庭訪問員 (2)</li> <li>里親対応専門員 (1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>障害児支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>こころのケア係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>セラピスト 1</li> <li>児童心理司 4</li> <li>児童心理司 (1)</li> <li>保健師 1</li> <li>精神科医師 (4)</li> <li>小児科医師 (1)</li> </ul> </li> <li>医務担当係長</li> <li>一時保護係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員 4</li> <li>保育士 12</li> <li>保育士 (11)</li> <li>保健師 1</li> <li>心理療法士 (1)</li> <li>学習指導員 (4)</li> <li>運転者 (1)</li> <li>小児科医師 (1)</li> </ul> </li> </ul>
	構	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援課長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調整係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調査員 5</li> <li>相談調査員 (2)</li> <li>電話相談担当 1</li> <li>電話相談員 (2)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 4</li> <li>保健師 1</li> <li>虐待対応協力員 (1)</li> </ul> </li> <li>支援係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 11</li> <li>保健師 1</li> <li>養育支援家庭訪問員 (2)</li> <li>里親対応専門員 (1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>障害児支援担当係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>こころのケア係長                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>セラピスト 1</li> <li>児童心理司 5</li> <li>児童心理司 (1)</li> <li>看護師 1 (再任用)</li> <li>精神科医師 (2)</li> <li>小児科医師 (2)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>正規職員 81人 再任用職員 1人 嘱託職員 44人 計126人 (ほか嘱託医師等4人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談調整係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調査員 5 (再任用職員 2含む)</li> </ul> </li> <li>担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務 2</li> <li>運転者 (1)</li> <li>施設業務員 (2)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 4</li> <li>看護師 1</li> <li>虐待対応協力員 (1)</li> </ul> </li> <li>支援係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 9</li> <li>保健師 1</li> <li>養育支援家庭訪問員 (2)</li> <li>里親対応専門員 (1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>障害児支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>こころのケア係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>セラピスト 1</li> <li>児童心理司 4</li> <li>児童心理司 (1)</li> <li>保健師 1</li> <li>精神科医師 (2)</li> <li>小児科医師 (2)</li> </ul> </li> <li>医務担当係長</li> <li>一時保護係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員 3</li> <li>保育士 9</li> <li>保育士 (5)</li> <li>調理員 1</li> <li>調理員 (3)</li> <li>看護師 1</li> <li>心理療法士 (1)</li> <li>学習指導員 (4)</li> <li>援助指導員 (1)</li> </ul> </li> </ul> <p>正規職員 52人 再任用職員 2人 嘱託職員 22人 計76人 (ほか嘱託医師等4人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談調整係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調査員 7 (再任用職員 3含む)</li> </ul> </li> <li>担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務 3</li> <li>運転者 (1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 4</li> <li>保健師 1</li> <li>虐待対応協力員 (1)</li> </ul> </li> <li>支援係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 12</li> <li>看護師 1</li> <li>養育支援家庭訪問員 (2)</li> <li>里親対応専門員 (1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>障害児支援担当係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉司 1</li> </ul> </li> <li>こころのケア係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>セラピスト 1</li> <li>児童心理司 4</li> <li>児童心理司 (1)</li> <li>保健師 1</li> <li>精神科医師 (1)</li> </ul> </li> <li>医務担当係長</li> <li>一時保護係長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員 5</li> <li>保育士 15</li> <li>保育士 (8)</li> <li>保健師 2</li> <li>心理療法士 (1)</li> <li>学習指導員 (4)</li> <li>小児科医師 (1)</li> </ul> </li> </ul> <p>正規職員 66人 再任用職員 3人 嘱託職員 19人 計88人 (ほか嘱託医師等2人)</p>

・ ( ) 内は嘱託職員 ( ) 内は嘱託医師

## イ 区こども家庭支援課の虐待対応調整チーム職員配置

各区こども家庭支援課に、担当係長、専任保健師1名、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを設置しました。

## (2) 区と児童相談所の連携強化

### ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

26年1月に「連携強化指針」が策定され、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法を具体的に示すことで、連携強化を図りました。

## イ 区と児童相談所職員の実地研修

平成24年度から実施している実地研修は、区と児童相談所の連携強化の推進および児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区または児童相談所で実施するものです。

区職員は児童相談所で通告受理や調査を行い、受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組み立てに活かしています。

### 【26年度実績】

- (1) 区こども家庭支援課虐待対応調整チーム保健師：8人（研修日数：5日）
- (2) 区こども家庭支援課地区担当保健師：5人（研修日数：5日）
- (3) 区こども家庭支援課虐待対応調整チーム社会福祉職：12人（研修日数：5日）
- (4) 区こども家庭支援課責任職（課長・虐待対応調整チーム係長）：11人（研修日数：0.5日間×2日）
- (5) 児童相談所の職員：18人（研修日数：3～5日）
- (6) 児童相談所の責任職（係長）：4人（研修日数：1日）

## (3) 専門的な職員の育成（第4条4項）

虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

### ア 児童相談所職員研修の実施

	回数	参加人数	内容等
階層別研修	15	513	新任職員研修、中堅職員向け研修等の実施
係別研修	81	1,125	係ごとの業務研修、アレルギー研修等
スキルアップ研修	23	466	法律・医学・関係機関等に関する研修等
派遣研修	46	113	子どもの虹情報研修センター研修等への職員派遣
合計	165	2,217	

## イ 区こども家庭支援課職員研修の実施

### こども青少年局こども家庭課主催の職員研修

各区のこども家庭支援課の職員や責任職を対象に、児童虐待対応専門スキルを習得することを目的に研修を実施しました。

研修	研修概要	実施回数	参加人数 (延人数)
養育支援・児童虐待対応基礎研修	養育支援・児童虐待対応実務マニュアルに係る研修	4	305
児童虐待対応専門研修	アセスメント・支援方針策定等の専門技術研修、精神疾患のある養育者への支援研修等	5	397
養育支援・児童虐待対応公開研修	要保護児童対策地域協議会に係る研修	1	119
児童虐待対応派遣研修	子どもの虹情報研修センター主催研修等	6	24
合計		16	845

### 区主催の職員人材育成研修

区役所職員を対象に、各区のこども家庭支援課が企画する研修が年間 91 回開催され、延 2,480 人が受講しました。

研修以外に、区職員が専門家からの助言を受け緊急事例の対応にあたる「緊急時の弁護士相談」（中区）などの取組を行いました。

## 2 通告及び相談に係る対応等（第 8 条）

横浜市の通告受理機関は児童相談所に加え、平成 26 年度には区こども家庭支援課に虐待対応調整チームが設置されました。区が通告受理機関であることを市民や関係機関に積極的に周知し、通告受理機関としての役割を明確にしました。

### （1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第 8 条 1 項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

### ア 児童相談所における児童虐待相談・通告受理件数

児童相談所における児童虐待相談・通告受理件数は、毎年過去最多の件数を更新し続けており、26 年度は 4,507 件となりました。

相談・通告受理件数が増加している背景としては、広報啓発や条例の施行などにより、市民の皆様の児童虐待に対する関心が高まっていることがあげられます。



表 児童相談所における児童虐待相談・通告受理件数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
相談・通告受理件数(件)	2,796	3,313	3,767	4,209	4,507

イ 区こども家庭支援課の通告・相談受理

区こども家庭支援課では、区の体制整備に伴い、26年度から子どもの安全確認や調査を行い受理会議において、虐待の有無や支援の要否を組織的に判断しています。平成26年度の検討事例数は4,335人でした。

(2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条2項)

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受付けています。

26年度は合計で2,903件の電話連絡を受付けました。

表 よこはま子ども虐待ホットライン 受付件数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
受付件数(件)	2,534	2,523	2,498	2,728	2,903

イ 子ども・家庭支援相談

区福祉保健センターこども家庭支援課の「子ども・家庭支援相談」では、乳幼児から高校生相当の年齢までの子どもの健康、しつけ、発達、性格や行動、不登校、いじめ、進路・就学や子育て支援情報等に関する相談を子どもたちや養育者、地域の支援者や保育園、幼稚園、学校の先生から受け付けています。

保健師、保育士、教育相談員、学校カウンセラー等は、適切な窓口へのつなぎや電話・面接相談を実施しました。

表 子ども・家庭支援相談の相談者数

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
電話相談(人)	16,907	14,514	13,914	12,979	12,121
面接相談(人)	6,600	6,943	6,832	6,106	6,181
合計	23,507	21,457	20,746	19,085	18,302

表 年齢別の虐待に関する相談者数(平成26年度)

年齢区分	0~2歳	0歳(再掲)	3~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~19歳	20~不詳	合計
電話相談(人)	260	(79)	234	140	116	78	17	25	870
面接相談(人)	15	(8)	18	43	36	15	6	5	138
合計(人)	275	(87)	252	183	152	93	23	30	1,008

### 3 市の責務（第4条）

横浜市の責務として、虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

#### （1）児童虐待の予防・早期発見（第4条2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

##### ア 妊娠の届出時の看護職等による面接の実施

妊娠の届出は、妊娠を行政的に把握し、妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施するための出発点として重要です。

このため、妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握し、妊娠期から養育の支援を必要とする特定妊婦とその家族に対する支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
妊娠の届出者数（人）	34,680	35,475	34,344	34,192	34,790
個別面談実施者数（人）	27,745	30,351	29,747	31,108	31,787

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況（各年度3月末現在）

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
特定妊婦登録人数（人）	8	12	17	44	103

##### イ 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速しました。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は診療情報提供書を再掲）

合計(件)	受理件数(内訳)(件)			
	産婦人科	小児科	精神科	その他
1,626(100)	654(48)	826(49)	10(2)	136(1)

## (2) 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条1項）

### ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、訪問員には民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に委嘱し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者集合研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区役所が連携して事業に取り組ましました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問件数(件)	21,880	22,159	24,001	26,409	27,501

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問員委嘱人数(人)		789	821	873	848	897
新任者 研 修	実施回数(回)	2	2	2	2	2
	参加者数(人)	154	163	132	100	150
現任者 研 修	実施回数(回)	3	2	2	4	3
	参加者数(人)	640	672	685	743	717
合 計	実施回数(回)	5	4	4	6	5
	参加者数(人)	794	835	817	843	867

### イ 育児支援家庭訪問事業

養育者が、育児ストレス、育児ノイローゼ、産後うつ、精神疾患等の疾病や心身の障害等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭に対して、区福祉保健センターの保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数(世帯)	591	582	515	648	639
	訪問回数(回)	2,864	3,191	3,339	4,135	3,934
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数(世帯)	28	32	43	48	59
	訪問回数(回)	647	699	889	1,137	1,426

## ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、子どもを児童家庭支援センター等で短期的な預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

### 【26年度実績】

- ・ショートステイ 601件
- ・トワイライトステイ 1,463件
- ・休日預かり 995件

## エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。

### 【26年度実績】

- ・実施施設数 18か所／延べ利用者数 489,262人
- ・述べ相談件数 49,462人

## オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

### 【26年度実績】

- ・実施施設数 50か所／延べ利用者数 105,265人

## カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

### 【26年度実績】

- ・実施園数 33か所／延べ利用者数 61,159人

## キ 私立幼稚園はまっ子広場事業

幼稚園の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

### 【26年度実績】

- ・実施園数 19か所／延べ利用者数 38,010人

## ク 乳幼児一時預かり事業

子育てに対する負担感や不安感の軽減と、待機児童対策を目的に、理由を問わない子どもの一時預かり事業を実施しています。

### 【26年度実績】

- ・実施施設数 19 か所／延べ預かり児童数 78,223 人

## ケ 一時保育事業（民間保育所・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を実施しています。

### 【26年度実績】

- ・民間保育所 実施施設数 337 か所／利用者数 135,331 人
- ・市立保育所 実施施設数 46 か所／利用者数 12,739 人
- ・横浜保育室 実施施設数 107 か所／利用者数 14,012 日分

## コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け預かりを行うシステムです。

### 【26年度実績】

- ・機能強化支部事務局 16 か所、区支部事務局 18 か所
- ・会員数 10,622 人、活動援助実績 48,073 件

## (3) 精神保健に関して専門知識を有する医師の診察を受けやすい環境の整備（第4条6項）

### ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。（例）「専門家相談」（鶴見区）、「子育てママの心の相談」（港北区）

### イ 児童相談所の取組

#### 第110回日本精神神経学会学術総会にて児童虐待防止に関するブースを設置

平成26年6月26日～28日 パシフィコ横浜

【実施内容】啓発チラシを作成し精神科医師に約1000部配付

パネル等を設置して医師に児童虐待に関する啓発を実施。

神奈川県精神神経科診療所協会「こころと福祉の相談会&講演会 in 横浜」にて講演を実施

平成26年11月24日 横浜市健康福祉総合センター

講演タイトル 「こころを育てる子育てのヒント」

(4) 次の各号に掲げる事項に関する調査研究、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条7項)

ア 親になるための準備、並びに虐待の予防及び早期発見のための方策

区の実施状況

養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会などを通して、子育ての不安や負担感を減らすための取組を行いました。また、小・中学校と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 平成26年度の実施状況

内容	実施区	参加人数(人)
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	3区	178
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	5区	701
小・中学生を対象にした思春期健康教育等	10区	6,098

イ 虐待を受けた子供のケア並びに、虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

被虐待児童支援強化事業では、性的虐待等に関する研修を実施し、児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得し、被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

表 被害確認面接研修(24年度から実施)

	24年度	25年度	26年度
児童相談所職員(人)	13	14	13
その他関係機関(人)	7	5	5

(イ) 健全育成事業

健全育成事業では、児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。

表 健全育成事業 各所実績(26年度)

	参加人(人)	内容・行先等
中央	68	動物園や運動公園への外出 夏季宿泊キャンプの実施 科学教室や調理実習の実施など
西部	52	
南部	43	
北部	44	
合計	207	

## ウ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

### (ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、区役所や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭（全小学校 341 校に配置）
- ・スクールソーシャルワーカー（4 方面教育事務所 各 3 名 計 12 名配置、学校長の要請等により派遣）
- ・スクールカウンセラー（小学校に週半日程度、中学校に週 1 日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置）

### (イ) 児童虐待対策の推進

条例の施行に伴い、全小中高、特別支援学校長に対し、児童虐待対策について周知徹底を図りました。

- ・26 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について並びに「横浜市子供を虐待から守る条例」の施行及び児童虐待対策の推進について（依頼）の通知（26 年 11 月 7 日）
- ・リーフレット「STOP！こども虐待～地域みんなでこどもを守ろう！～」の配布（27 年 2 月 25 日）

### (ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

- ・放課後事業の実施現場（放課後キッズクラブ 105 か所、はまっ子ふれあいスクール 241 か所、放課後児童クラブ 215 クラブ）にリーフレット「STOP！こども虐待～地域みんなでこどもを守ろう！～」を配布しました。
- ・放課後 3 事業に従事するスタッフ対象の安全管理研修において、虐待の恐れのある事象の早期通報について徹底しました。（年 2 回／参加人数 167 人）
- ・放課後 3 事業に従事するスタッフ対象の人権研修「こどもの人権尊重、児童虐待予防と対応」を実施しました。（年 2 回／参加人数 207 人）

## エ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

### 重篤事例検証委員会による検証報告（平成 26 年 12 月）

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

平成 24 年 7 月に発生した 6 歳女兒死亡事例について、平成 25 年 5 月から平成 26 年 10 月まで全 9 回の検証委員会を開催し、関係機関のヒアリングや裁判の傍聴などを経て、12 月に検証報告書をまとめました。

## 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組

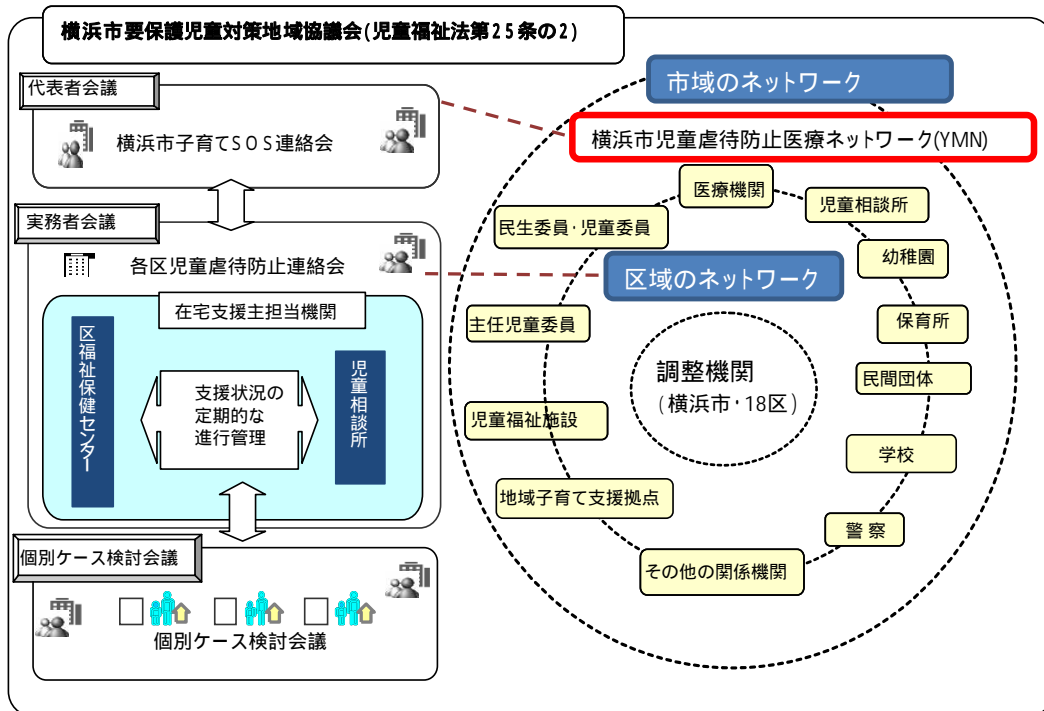
本事例を踏まえ、市内プロジェクト（こども青少年局・市民局・教育委員会事務局・区役所）により、乳幼児期から学齢期の居所不明児童を早期に把握するための情報提供のあり方について検討し、26年4月から取組を開始しました。乳幼児健診未受診者や長期欠席・未入学の子どもについて、要保護児童対策地域協議会の対象と位置づけて関係各課・機関が連携して居住実態の把握に努めています。

## (5) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条5項）

### ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を、児童福祉法に基づき設置しています。

### ○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



### (ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【実績】 開催状況 第1回：平成26年6月26日、第2回：平成26年12月25日



### (イ)実務者会議(区虐待防止連絡会)

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。26年度からは、実務者会議の事務局を区こども家庭支援課が担い、区単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会などを開催するなど、各区が地域の状況に応じた取組を行い、延 89 回開催しました。

### (6) 関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援(第4条3項)

横浜市では、要対協を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区、局こども家庭課がそれぞれ、要対協の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

#### ア 関係機関向けの研修

民生・児童委員、主任児童委員、保育所、幼稚園、学校、医療機関等の要対協の構成員を対象とした研修を通じて、虐待に関する専門的知識や、関係機関のネットワークによる在宅支援のあり方などを学びました。

#### (ア)児童相談所が実施した研修

	回数(回)	人数(人)	主なテーマ
民生委員・児童委員	19	671	児童相談所の機能、子どもの相談支援 等
警察	1	25	児童相談所の概要 等
学校関係者	21	1,345	児童虐待、児童相談所と学校の連携 等
医療関係者	6	275	虐待の影響、性的虐待について 等
保育施設・幼稚園	9	277	児童虐待防止について、児童虐待の発見について 等
行政職員(区以外)	22	528	こどもの権利、児童虐待の発見と通告 等
その他	38	1,502	児童虐待、発達障害、知的障害 等
合計	116	4,623	

#### (イ)区こども家庭支援課が実施した研修

各区において要対協構成員等を対象にした研修を延 96 回実施し、3,017 人が参加しました。

#### (ウ)局こども家庭課が実施した研修

幼稚園、保育所、民生・児童委員など要対協の構成機関に対し、要保護児童対策地域協議会の意義と、児童虐待を受けた子供への支援について研修を実施しました。

日時	テーマ	講師	対象	人数
7月31日 13:30～ 17:00	講義1	日本社会事業	保育園	97
	児童虐待の防止に 向けた地域での支 援と機関連携	大学専門職大 学院 准教授 宮島 清氏	幼稚園	13
			小・中学校、特別支援学校	41
			医師会・病院	3
	講義2	子どもの虹情	民生児童委員、主任児童委員	245
	児童虐待の子ども の心身への影響	報研修センタ ー 研修部長 増沢 高氏	警察	2
			その他	13
合計			414	

### イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動支援

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、26年12月から要対協の代表者会議の下部組織に位置付けられました。医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年3回の定期会議や調査研究活動、研修講師を招聘しての研修会を開催しました。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換会を、時間を分けて開催し、虐待通告や特定妊婦などをテーマに、行政と連携した児童虐待の早期発見・支援のあり方などの情報交換を行いました。

#### ◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜市労災病院、済生会横浜市東部病院、国立横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、けいゆう病院（12病院）

#### ◇開催状況

日時	医療ネットワーク(午後 6:30～8:30)		情報交換会(午後 3:00～5:30)	
	テーマ	参加数	テーマ	参加数
H25.11.6	①医療機関における児童虐待対応の連携構築について 講師：群馬県済生会前橋病院 小児科 溝口 史剛氏 ②児童相談所からの症例報告	35人		
H26.3.11	①「2歳未満の頭蓋内出血症例アンケート」調査報告 横浜労災病院 ②CPTの実践報告 市民総合医療センター	36人	・各医療機関の「院内子ども虐待対応組織」(CPT)の活動紹介 ・意見交換	12人
H26.7.8	①千葉県児童虐待対策研究会の取り組みについて 国保旭中央病院 仙田 昌義氏 ②事例検討 市民病院、みなと赤十字病院	47人	・CPTの運営上の課題や工夫 ・診療情報提供書の活用について	19人

H26. 11. 6	①児童相談所の保護後の対応と こどもの支援 中央児童相談所長 ②事例検討 横浜労災病院、県 立こども医療センター	38人	・区こども家庭支援課と医療 機関の情報提供書の活用 ・今後の情報交換会の持ち方 について	18人
H27. 3. 17	公開研修 ※情報交換会は公開研修のため中止 「医療現場が対峙すべき児童虐待～いかに見出し、いかに向き合い、いかにつ ないでいくか!～」 講師：北九州市立八幡病院院長、日本こども虐待医学会会長 市川 光太郎氏 参加人数：医療機関 125人、行政 47人、合計 172人			

#### ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

主催	日時	対象区・病院
済生会横浜市東部病院	10月1日	済生会横浜市東部病院、こども青少年局こども家庭課、鶴見区、神奈川区、港北区
	2月18日	
瀬谷区こども家庭支援課	6月30日	堀病院
	2月18日	堀病院、瀬谷区、旭区、泉区、保土ヶ谷区
戸塚区こども家庭支援課	7月16日	MTクリニック
	7月25日	聖ローザクリニック本院
	7月25日	うみと森助産院
	7月29日	小川クリニック
	7月30日	国立横浜医療センター
磯子区こども家庭支援課	7月10日	汐見台病院
	9月2日	能見台こどもクリニック
中区こども家庭支援課	3月26日	みなと赤十字病院
神奈川県立こども医療センター	2月17日	18区、こども青少年局こども家庭課
こども青少年局こども家庭課	2月18日	横浜労災病院、港北区、神奈川区、緑区、こども青少年局こども家庭課

## 4 情報の共有（第9条）

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要対協の活用により相互の連携・協力を図っています。

### (1) 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討していま

す。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

表 進行管理台帳登録数

	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末
要保護児童(人)	1,650	2,268	2,693	3,190	3,945
特定妊婦(人)	8	12	17	44	103
計(人)	1,658	2,280	2,710	3,234	4,048

## (2) 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は要対協に位置付けられており、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。平成26年度は、1,281回開催し、2,056人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
284	440	671	897	1,281

## (3) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行い支援の継続を依頼しました。

表 要保護児童等の市内外への移管及び情報提供送付及び受理件数

担当	他都市へ送付		他都市から受理		市内移管
	移管	情報提供	移管	情報提供	
区こども家庭支援課	118	58	98	82	193
児童相談所	69	53	96	86	118

# 5 虐待を受けた子供に対する保護及び支援（第10条）

## (1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める

児童相談所では、様々な関係機関からの通告を通じ、26年度は新たに1,072件の児童虐待を把握しました。

特に警察からの通告による把握が多くなっていますが、学校や福祉保健センターなど、その他の機関からも相談・通告を受付けており、早期の把握と適切な支援に繋がっています。

表 児童虐待新規把握・経路別件数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
					件数	構成比
警察	126	222	337	599	554	51.7%
学校	121	146	144	135	122	11.4%
福祉保健センター	93	107	122	88	95	8.8%
近隣・知人	58	71	79	83	77	7.2%
家族・親戚	56	72	74	67	54	5.0%
児童相談所	27	28	35	50	51	4.8%
医療機関	43	42	36	43	35	3.3%
虐待者本人	49	62	30	41	29	2.6%
保育所・幼稚園	25	32	30	25	24	2.2%
児童本人	4	8	14	10	5	0.5%
その他児童福祉施設	5	2	7	0	4	0.4%
民生・児童委員	10	4	4	3	3	0.3%
電話相談機関	1	3	0	4	3	0.3%
他都道府県市町村	4	3	7	0	2	0.2%
家庭裁判所	0	0	1	0	2	0.2%
その他	4	18	9	11	12	1.1%
ホットライン(再計)	72	85	111	118	99	9.2%
合計	626	820	929	1,159	1,072	100.0%

## (2) 児童福祉法に基づく権限の行使

26年度、児童相談所では1,340件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は654件で、全体の約5割となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家門訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、26年度は立入調査が1件、出頭要求が2件でした。

また、立入調査の実施に伴い、安全に調査を実施するために、警察への援助要請を1件実施しました。

### ア 一時保護所における一時保護及び委託保護の実績

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
合計	1,129	1,271	1,299	1,352	1,340
一時保護所	951	1,029	1,040	1,106	1,113
他機関	178	247	259	246	227
うち児童虐待	431	507	642	678	654

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
立入調査	2	2	0	0	1
出頭要求	6	1	0	0	2
再出頭要求	2	1	0	0	0
臨検・捜索	0	1	0	0	0

ウ 警察への援助要請

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
援助要請件数	0	4	4	0	1

【参考】

- 出頭要求等（法第8条の2）  
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 再出頭要求等（法第9条の2）  
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 臨検、捜索等（法第9条の3）  
立入調査が拒否され再出頭要求にも応じない時に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索をできる。

（3）保育所での被虐待児の見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、円滑な園運営のために必要となるアルバイト保育士を配置しています。

26年度被虐待児保育費加算児童数 32人

## 6 虐待を行った保護者への支援、指導（第11条）

（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援

ア 児童相談所の取組

（ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と児童の家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。

表 家族再統合件数の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
家族再統合件数	91	110	124	109	124

イ 区の取組

DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

(例)「かながわ安心子育て支援事業(DV・虐待心理相談事業)」(神奈川区)、「児童虐待等相談支援事業」(南区)、「こころの相談」(青葉区)、「A0BA 乳幼児ダイレスパイ トケア」(青葉区)、「ママのハートバランス事業」(緑区)、「コアラの相談」(都筑区)

(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援

ア 児童相談所の取組

(ア) 養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 家庭訪問員訪問実績

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中央	483	727	754	720	851
西部	235	619	693	730	748
南部	372	906	698	793	712
北部	583	915	875	573	852
合計	1,673	3,167	3,020	2,816	3,163

表 ヘルパー派遣実績

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中央	407	874	920	722	1,054
西部	485	293	619	1,280	1,823
南部	1,193	2,357	2,934	1,801	1,671
北部	308	1,089	1,064	798	1,444
合計	2,393	4,613	5,537	4,601	5,992

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関(精神科クリニック)に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
カウンセリング回数 (実人数)	36 (7人)	25 (5人)	49 (7人)	34 (10人)	36 (14人)

## 7 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条）

### (1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める

#### ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。なお、妊婦健康診査費用が補助券の額面を下回るなどの理由で使用できない場合には、妊婦健康診査費用の助成申請制度の利用を促しました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と事前契約を行い受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
補助券利用者数(人)	384,788	373,725	381,337	372,490	382,677
妊婦健診費用助成交付件数(件)	4,381	4,000	4,031	3,800	4,031

#### イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠中は口の中が変化し、むし歯や歯周病が発生しやすくなります。また、母親の口の中のむし歯菌が赤ちゃんの口の中に感染することでむし歯になるため、妊婦の口の中を清潔に保つことが重要です。女性の生涯を通じた歯の健康及び赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象に身近な歯科医療機関で歯科健康診査を受診できるよう、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況（ ）24年10月事業開始

年度	24年度( )	25年度	26年度
受診者数(人)	4,185	9,779	10,875
委託歯科医療機関数(か所)	942	1,056	1,184

#### ウ 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施

妊娠の届出時に妊婦の心身の状況や家族の状況を把握し、必要な保健指導や妊娠期から産後の支援につなげるため、看護職等による個別面談を実施しました。個別面談にあたっては、妊娠届出書とは別に妊婦の飲酒や喫煙の有無、妊娠がわかったときの気持ちや現在の不安や悩み、相談できる人の有無などについての質問紙調査（アンケート）を実施し、妊婦の心身の状況の把握に努め必要な保健指導や相談支援を実施しました。



表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
妊娠の届出者数（人）	34,680	35,475	34,344	34,192	34,790
個別面談実施者数（人）	27,745	30,351	29,747	31,108	31,787

## エ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、区づくり推進自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

年度	23年度		24年度		25年度		26年度	
	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
母親(両親)教室 (局事業)	768	19,312	765	22,563	727	17,523	764	17,809
土曜両親教室 (区づくり事業)	79	4,053	87	3,898	96	3,986	93	4,258
合計	847	23,365	852	26,456	823	21,509	857	22,067

## (2) 産婦人科を有する医療機関は、第4条第6項の規定により講じられた施策等の周知を図る

### ア 「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために～横浜市の子育て支援～」(リーフレットの配架)

新生児家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、産前産後ヘルパー派遣事業、親子の居場所「地域子育て支援拠点」、育児に関する電話相談窓口「子ども・家庭支援相談」に関する育児支援サービス及び乳幼児ゆさぶられ症候群の予防と泣いたときの対応方法を掲載したリーフレット「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために」を毎年度作成し、市医師会、各区医師会の協力を得て、産婦人科医療機関に配布しました。

【26年度実績】発行部数：38,000部、うち22,000部を産婦人科医療機関へ配布

### イ 「子育てに悩んでいませんか？」(リーフレットの配架)

産婦人科、小児科、精神科に対し、子育てに悩む養育者が早期に相談につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

## ウ 「赤ちゃんが泣いて困ったら」(リーフレットの配架)

乳幼児揺さぶられ症候群の予防を目的に、生後間もない時期の理由の無い泣きへの対処法を説明したリーフレットを作成し、産婦人科、小児科に配布しています。

## 8 子供虐待防止の啓発(第13条)

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定められたことを受け、毎年11月の虐待防止推進月間と共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

### (1) こども青少年局が実施した啓発活動

#### ア 横浜市子供を虐待から守る条例の周知用リーフレットの作成・配布

平成26年11月5日に「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行されたことを受け、虐待の基本的な知識、通告義務、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「STOP! 子供虐待～地域みんなで子どもを守ろう!～」を作成し、啓発キャンペーンなどの機会を捉えて、市民や関係機関に対して周知しました。

・26年度、28,000部作成

#### イ ログマークの作成

毎月5日の子供虐待防止推進の日を普及するためのログマークを作成し、印刷物や名刺等に掲載して周知を図りました。

##### ログマーク



##### 【名刺活用例】



横浜市こども虐待防止のキャラクター  
名前は、キャッピー（CAPY）です。

[Child Abuse Prevention in Yokohama] = [よこはま こども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、ぬりえや缶バッジで啓発し、横浜市の子育てを応援しています。また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



こども青少年局が、26年度に実施した広報・啓発活動は次の事業一覧のとおりです。

・26年度のこども青少年局の広報啓発事業一覧

条例周知（説明、印刷物） 印

	期間・日		実施事項の具体的内容	備考 (開催場所等)
1	4月5日 4月6日		マタニティベビーフェスタにて啓発とリーフレット配布 (800部)とキャラクターによる啓発	パシフィコ横浜
2	7月31日		要対協関係機関に対する児童虐待防止公開研修実施(約 500人参加)	南公会堂
3	8月15日	○	市内の小児科、精神科、産婦人科医療機関へ通告啓発リー フレット配布(約800か所)	
4	8月30日	○	ママ・パパ応援フェスティバルのイベントでの啓発リーフ レット配付(各20部)	新都市ホール
5	9月3日 9月9日	○	民児協理事会、主任児童委員連絡会、区民児協に条例制定 について説明	
6	9月6日	○	横浜市の「救急の日」イベントでの啓発リーフレット配布 (各500部)とキャラクターによる啓発	クイーンズス クエア
7	9月6日	○	横浜ベビー&キッズフェスタのイベントでの啓発リーフ レット配付(各100部)	大さん橋ホー ル
8	9月29日	○	条例全文を横浜市ホームページに掲載	
9	10月26日	○	オレンジリボンたすきリレーのゴール地点でのオレンジ リボンと啓発リーフレット配布(各500部)とキャラクタ ーによる啓発	山下公園
10	10月28日	○	条例中の「毎月5日は子供虐待防止推進の日」についての ロゴ完成 局職員、区こども家庭支援課職員へ周知	
11	10月27日	○	市内の幼稚園・保育園保護者向けにDV防止と児童虐待防 止の両方の啓発チラシ送付、園あてに厚労省ポスター配布 (1,300か所、14万枚)	
12	10月31日	○	京急百貨店に啓発リーフレット配布依頼(各100部)とポ スター掲示 伊勢佐木商店街、市民病院にポスター掲示	京急百貨店、 伊勢佐木商店 街、市民病院
13	11月4日	○	全職員へEメール署名欄下部への条例周知文言掲載依頼	
14	11月4日	○	副市長名で各区局統括本部長あてに「横浜市子供を虐待か ら守る条例の施行及び児童虐待対策の推進について」の通 知文発送	

15	11月10日		局長名で各区局統括本部長宛にオレンジリボン着用依頼文発送 (経営責任職以上の職員に着用依頼)	
16	11月1日～30日	○	横浜市営バス全車両900台に啓発ポスター掲示	市営バス全車両
17	11月～3月	○	横浜市営地下鉄と各駅(ブルーライン32駅、グリーンライン8駅)に啓発ポスター掲示(11月1日～11月30日)、ブルーライン全車内にLED広告掲示(11月～3月の毎月5日)	市営地下鉄
18	11月1日	○	「横浜市子供を虐待から守る条例」施行されることにより、広報よこはま11月号全市版に啓発記事掲載	
19	11月1日～30日	○	京浜急行品川駅に啓発ポスター掲示(広報課広告枠)	京急品川駅
20	11月5日～28日	○	横浜市庁舎2階に横断幕1枚掲示	市庁舎(秘書課前)
21	11月5日～28日	○	横浜市庁舎1階の展示ブースで啓発物の展示	市庁舎(市民広間)
22	11月8日	○	子ども・子育て支援新制度フォーラムでの啓発リーフレット配布(各300)とB3横ポスター2枚掲示	磯子公会堂
23	11月14日	○	フリーペーパー「ぱど」(広報課枠)にて条例周知(74万部)	
24	11月16日	○	横浜で開催する内閣府主催「家族の日」イベントでの啓発リーフレット配布(各100部)とキャラクターによる啓発	みなとみらい
25	11月18日	○	伊勢佐木商店街において、DV防止と児童虐待防止の両方の啓発リーフレット配布(各1,000部)とキャラクターによる啓発	伊勢佐木商店街
26	11月24日	○	親子で楽しもう! ベビーキッズダンス&親子体操のイベントでの啓発リーフレット配付(各20部)	新都市ホール
27	11月	○	開港記念会館のオレンジ色(児童虐待防止)とパープル色(DV)のライトアップと展示コーナーにおいて、啓発リーフレット配付(各100部)	開港記念会館
28	11月		区役所等と小中・特別支援学校への厚労省作成ポスター掲示、チラシ配布依頼	
29	11月26日	○	条例抜粋を盛り込んだ児童虐待防止啓発リーフレット完成(A4 6ページ、7,000部)	
30	11月～3月	○	職員の給与明細書表紙に児童虐待防止啓発文言の掲載依頼(11月と12月は掲載済)	
31	12月1日	○	広報よこはま12月号全市版の人権特集号に児童虐待防	

			止について啓発記事掲載	
32	12月～3月	○	市作成の児童虐待防止ポスターの掲示依頼 (図書館、動物園、水族館、サッカー場、野球場など)	
33	2月22日	○	京急百貨店にてキャラクターによる啓発とリーフレット 配布(300部)	金沢動物園

### エ「オレンジリボンたすきリレー」への協力

子どもの虹情報研修センター等による実行委員会が実施するオレンジリボンたすきリレーは、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを「オレンジ色のたすき」に見立てて、二宮町、渋谷、鎌倉の3地点から山下公園のゴールを目指してリレーを行い、子ども虐待防止を広く市民に啓発する取り組みです。

横浜市は実行委員として参加するとともに、ゴール地点での啓発ブースを出店し、チラシ等の配布を行いました。啓発ブースでは、横浜市主任児童委員会と協働して模擬店やゲーム等でイベントを盛り上げました。

また、各コースの中継点を持つ区のこども家庭支援課では、主任児童委員と協力して、中継点での啓発を行いました。



たすきリレーのゴール

主任児童委員による塗り絵コーナー



### (2) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組ましました。

26年度実績	実施区	回数
区民向け啓発イベント	17	34
区民向け広報・啓発	18	79
区役所職員向け研修・啓発	9	15
合計	44	128

## 横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

### (基本理念)

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。

3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。

4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

(1) 親になるための準備

(2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

(3) 虐待の予防及び早期発見のための方策

(4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

### (市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。

2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。



- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。

3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条に規定する転居をいう。）又は転出（同法第24条に規定する転出をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。

3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。

4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。

5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとする

とき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

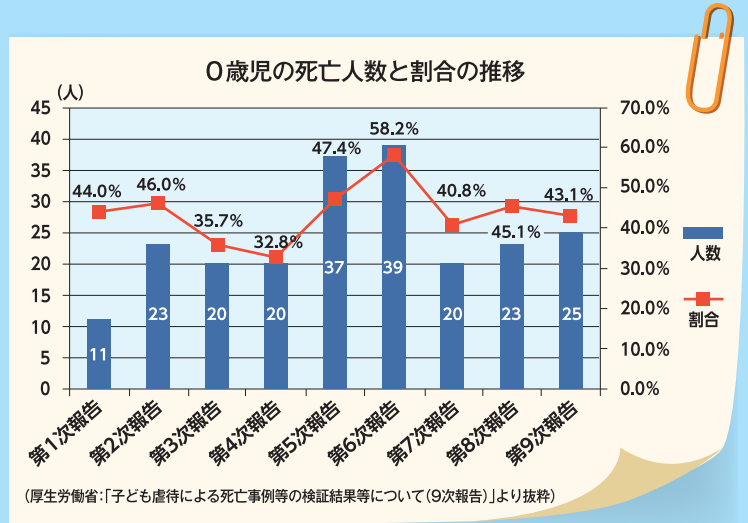
医療機関における「要養育支援者情報提供書」取扱いガイド

「届けてください」

…小さな命を守るために



児童虐待による死亡事例は、  
乳児期の子どもが  
多くを占めています。



横浜市

## 医療機関による要支援家庭の発見・対応は、子どもの命を救う第一歩です。

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し速やかに支援を開始するため、医療機関から福祉保健センターに「要養育支援者診療情報提供書」の送付をお願いします。

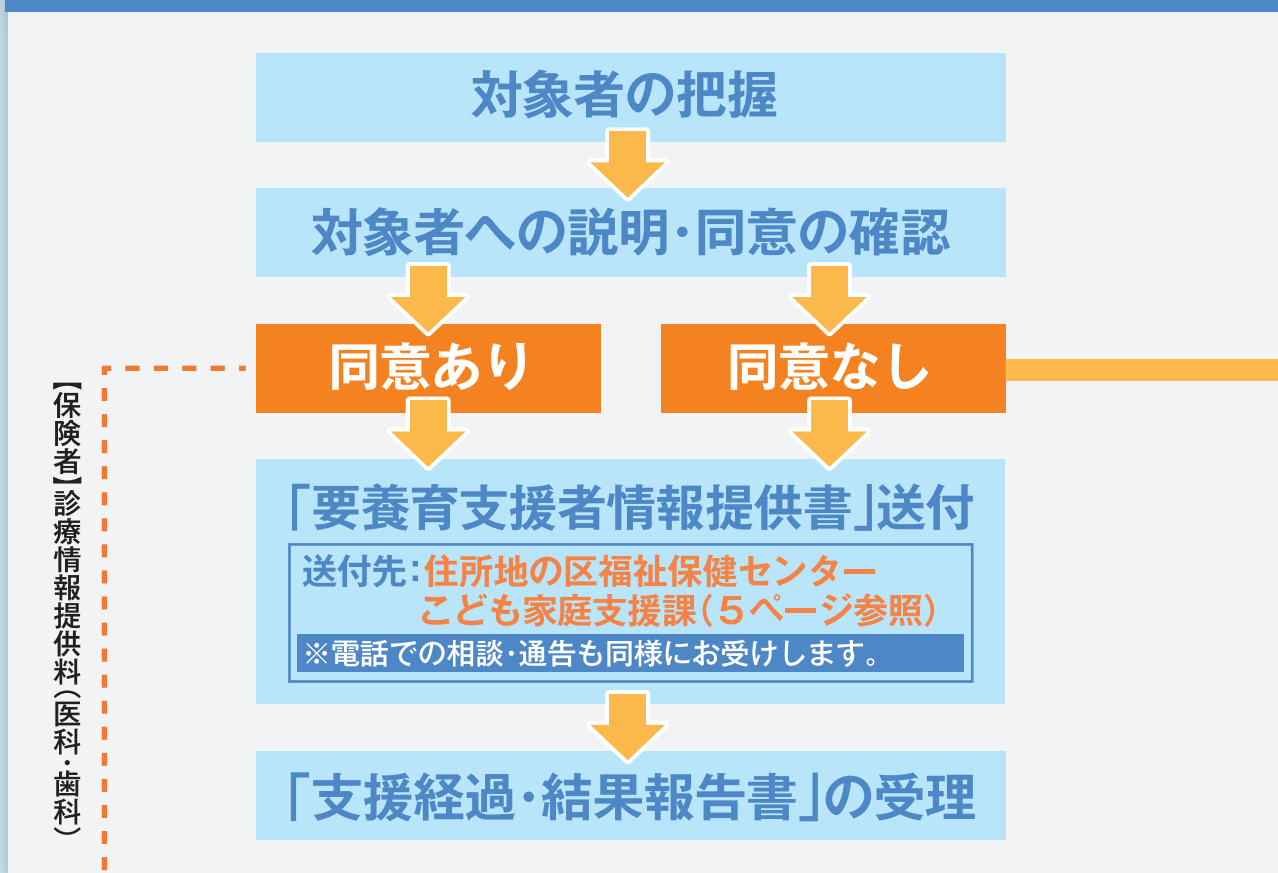
### 情報提供対象者(横浜市内に在住の方で以下の条件に該当する方)

- ①妊娠中の方
- ②18歳未満の子ども及びその養育者の中から、医師が情報提供が必要と判断した方  
「情報提供の対象となりうる例」は4ページのチェック項目を参考にしてください。

### 対象医療機関

●医療機関(産科・小児科・精神科)及び助産所 ●その他養育支援にかかわる保健医療機関等

### 医療機関の流れ



#### 【参考】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知)より

- (1) 保険医療機関は、保護者の同意を得て福祉保健センターに「要養育支援者情報提供書」(様式1)を送付した場合は、診療報酬点数表(医科・歯科)に基づき診療情報提供料(I)(B009 250点)を患者一人につき月1回に限り算定することができる。
- (2) 患者が入院している場合は、退院の日から2週間以内、及び診察日から2週間以内に診療情報を行ったときのみ算定することができる(平成22年4月改正)。
- (3) 次の場合は、診療情報提供料を算定することができない。
  - 市町村が開設主体である医療機関が当該市町村に対して行う場合。
  - 児童虐待防止法第6条に基づき、通告した場合。

## 保護者の同意がない場合も、情報提供(通告)できます！

### 【根拠法令】

#### ● 個人情報の取扱い【個人情報保護に関する法律 第23条・同第1項第3号】

第23条では「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」と規定されており、保護者の同意を得られる可能性がある場合には、原則として同意を得る努力をすることが必要です。

ただし、同条第1項第3号には、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合を除く。」との但し書きがあり、保護者の同意が得られなくても児童虐待が疑われる場合には迷わず情報提供及び通告をお願いします。

#### ● 児童虐待の早期発見に努める義務【児童虐待の防止等に関する法律 第5条第1項】

「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」という義務があります。

#### ● 通告義務【児童虐待の防止等に関する法律 第6条第1項・第3項】

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」という義務があります。

ただし、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待に係る通告義務の遵守を妨げるものではないとされています。

## 区福祉保健センター こども家庭支援課の役割

「診療情報提供書」を受理する。  
(同意あり)

通告を受理する。(同意なし)

子どもの安全確認、  
家庭の調査等を行います。

次のような支援  
を行います！

- 家庭訪問により、子どもの発育状況、養育状況を確認します。
- 乳幼児健康診査やその他の母子保健・福祉サービス等で養育状況を確認します。
- 養育者の身体面・精神面・育児不安等の支援を要する場合は、要養育支援者として支援を継続します。
- 子どもの発育・発達支援のため、継続的に支援します。

返信します！

医療機関に対し、「支援経過・結果報告書」を返信しその後の対応状況をお知らせします。

\* 福祉保健センターと児童相談所は、横浜市の児童虐待通告受理機関です。判断に迷う場合はどちらに連絡していただいても大丈夫です。

\* 緊急度が高い場合、明らかな重度の虐待がある場合は、児童相談所にご連絡ください。

## 要養育支援者情報提供書

福祉保健センター長  
 (担当課：こども家庭支援課)

平成 年 月 日

医療機関名  
 住 所  
 電話番号  
 医師名  
 担当者名  
 担当者連絡先

■ 下記の対象者について、継続支援をお願いします。

傷病名 症状 既往歴 治療状況 等	児	フリガナ		平成 年 月 日生	男・女	第 子	
		(疑いを含む)・なし		予定日：平成 年 月 日現在 妊娠 ( ) 週			
	父・母	父	フリガナ	母	フリガナ		
		生年月日	年 月 日 ( 才)	生年月日	年 月 日 ( 才)	(疑いを含む)・なし	
住所			電話番号	(自宅・実家・その他)			
退院先の住所			電話番号	(自宅・実家・その他)			
入退院日	入院日：平成 年 月 日		退院(予定)日：平成 年 月 日				
出生時の状況	出生場所：当院・他院 ( )					家族構成      育児への支援者 無・有 ( )	
	在胎週数：( ) 週 体重：( ) g 身長：( ) cm						
	出生時の特記事項： 無・有 ( )						
	妊娠中の異常の有無：無・有 ( )						
妊婦健診の受診有無：無・有 ( 回： )							

■ 情報提供の目的とその理由

裏面の項目をチェックの上、福祉保健センターへの情報提供の要否を判断して頂き、依頼事項等がございましたら下記にご記入ください。

- 家庭訪問を依頼します。  
 福祉・保健サービスの紹介をお願いします。  
 その他

※ 必要によっては追加資料(看護サマリー等)の添付をお願いします。

- 本情報提供票を送ることについては、次の方の同意を得ています。(本人・父・母・その他： ) (診療報酬対象)  
 本情報提供票を送ることについては、同意を得ていませんので、【相談・通告】として連絡します。(診療報酬対象外)

以下の項目は、情報提供の対象となる目安です。該当するものに☑を入れてください。

産前・産後の状況	<input type="checkbox"/>	飛び込み出産	自由記載欄
	<input type="checkbox"/>	精神疾患がある(産後うつを含む)、知的障害がある	
	<input type="checkbox"/>	虐待歴・被虐待歴がある	
	<input type="checkbox"/>	飲酒、喫煙の習慣がある	
	<input type="checkbox"/>	アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある	
	<input type="checkbox"/>	妊娠・中絶を繰り返している	
	<input type="checkbox"/>	望まない妊娠(産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等)	
	<input type="checkbox"/>	初診健診時期が妊娠中期以降又は、妊娠届が未提出	
	<input type="checkbox"/>	若年(10代)妊娠	
	<input type="checkbox"/>	妊娠・出産・育児に関する経済的不安(夫婦ともに不安定な就労・無職等)	
	<input type="checkbox"/>	夫や祖父母等家族や身近の支援がない	
	<input type="checkbox"/>	多胎	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親・未婚・連れ子がある再婚	
	<input type="checkbox"/>	産後、出産が原因の身体的不調が続いている、または疾患がある	
	<input type="checkbox"/>	育児放棄の可能性(子どもを抱かない、子どもの世話を拒否するなど)	
	<input type="checkbox"/>	育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある	
	<input type="checkbox"/>	DVを受けている	
	<input type="checkbox"/>	過去に心中の未遂がある	
<input type="checkbox"/>	出生後間もない長期入院による子どもとの分離		
子どもの状況	<input type="checkbox"/>	胎児に疾患、障害がある	自由記載欄
	<input type="checkbox"/>	先天性疾患	
	<input type="checkbox"/>	出生後間もない長期入院による母子分離	
	<input type="checkbox"/>	行動障害(注意集中困難、多動、不適応、攻撃性、自傷行為等)	
	<input type="checkbox"/>	情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など)	
	<input type="checkbox"/>	保護者が安全確認を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等)	
	<input type="checkbox"/>	アレルギーや他の皮膚疾患は無いが難治性のおむつかぶれがある場合	
	<input type="checkbox"/>	低出生体重児	
	<input type="checkbox"/>	発育不良(低体重・低身長)	
	<input type="checkbox"/>	運動発達・言語発達・認知発達の遅れ	
	<input type="checkbox"/>	必要な健診や、予防接種を受けさせない	
	<input type="checkbox"/>	全体的に不衛生である(衣類や身体の保清が保たれていない)	
	<input type="checkbox"/>	糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数のう歯等	

(以下は、区福祉保健センターの使用欄です)

受理日	年 月 日 受理	受理者サイン			
担当者	保健師	社会福祉職	その他		
受理会議の実施予定日	平成 年 月 日				
	受理印		処理担当		担当係長
					課長





要養育支援者情報提供書は、対象者の居住地の「福祉保健センターこども家庭支援課」に送付してください。

区福祉保健センターこども家庭支援課			
区名	郵便番号	住所	電話番号
青葉区	225-0024	青葉区市ケ尾町31-4	045-978-2460
旭区	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6160
泉区	245-0016	泉区和泉町4636-2	045-800-2465
磯子区	235-0016	磯子区磯子3-5-1	045-750-2525
神奈川区	221-0824	神奈川区広台太田町3-8	045-411-7173
金沢区	236-0021	金沢区泥亀2-9-1	045-788-7728
港南区	233-0004	港南区港南中央通10-1	045-847-8439
港北区	222-0032	港北区大豆戸町26-1	045-540-2388
栄区	247-0005	栄区桂町303-19	045-894-8049
瀬谷区	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5608
都筑区	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2349
鶴見区	230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1840
戸塚区	244-0003	戸塚区戸塚町16-17	045-866-8472
中区	231-0021	中区日本大通35	045-224-8345
西区	220-0051	西区中央1-5-10	045-320-8470
保土ヶ谷区	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6396
緑区	226-0013	緑区寺山町118	045-930-2356
南区	232-0018	南区花之木町3-48-1	045-743-8266

●児童相談所へのご相談は担当区を所管する児童相談所にご連絡ください。

児童相談所名	担当区域	電話番号
中央児童相談所	神奈川区、鶴見区、中区、西区、南区	045-260-6510
西部児童相談所	旭区、泉区、瀬谷区、保土ヶ谷区	045-331-5471
南部児童相談所	磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区	045-831-4735
北部児童相談所	青葉区、港北区、都筑区、緑区	045-948-2441



横浜市こども虐待防止のキャラクター「キャッピー」

平成26年11月5日から「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行されます。虐待防止等の取組へのご理解とご協力をお願いします。

発行 横浜市こども青少年局 こども家庭課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 ☎ 045(671)4288 FAX 045(681)0925

(平成26年7月発行)

# STOP! こども虐待

～地域みんなでこどもを守ろう!～

平成26年11月5日に「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行されました

虐待は子どもの心と体に大きな傷を残します。しかし、虐待は隠されていることがほとんどです。虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなかできません。

虐待から子どもを守るためには、周囲の皆さんの“気づき”がとても大切です。子どもや保護者からの小さなサインに気づいたら、すぐに相談・情報提供（通告）してください!



## 虐待ってどんなことをいうの?

### 身体的虐待

- 殴る・蹴る
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める

### ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

- 食事を与えない
- 同居人が虐待していても放置する
- 乳幼児を自動車や家に置き去りにする
- ひどく不衛生にする
- 病気になっても病院に連れていかない

### 性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィーの被写体とする

### 心理的虐待

- 子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう
- 言葉による脅し
- 無視
- きょうだい間で差別的な扱いをする

※一例です

子どもにとって **有害な行為や発言** はすべて虐待とみなされます

## 子どもや保護者が出す、小さなサインってどんなこと？

ほんの一例ですが、これらは虐待が疑われる状況です。

### 〈子どもの様子〉

服装、顔、髪  
の毛や手足に  
不衛生な状態が見られる。



原因がはっきりしない  
ケガをしている。  
手当てが十分でない。



虫歯が多く見られる。



食べ物への執着が強く、  
必要以上に食べる。  
逆に食欲がなさすぎる。



家に帰りがらない。  
あるいは家出を  
繰り返している。



怒鳴り声や泣き声  
が頻繁に聞こえる。



### 〈保護者の様子〉

子どもがケガをした  
経緯や医療機関への  
受診状況について  
不自然な説明をする。



気分の変動が激しく、  
自分の思いどおりにならないと  
子どもに当たり散らす。



しつこく称して厳しくあたる。  
(暴言・暴力)



子どもを家に置いたまま  
出掛けている。



登園や  
登校をさせない。



子どもの前で  
配偶者等に暴言・暴力。



## どうして虐待してしまうの？

原因はひとつではありません。

さまざまな要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、子どもへの虐待が引き起こされます。

### 保護者の要因

- 望まない妊娠・出産
- 配偶者等からの暴力 (DV: ドメスティックバイオレンス) を受けたストレス
- 育児不安 (子育てがうまくいかないなど不安によるストレス)
- 親自身の虐待された経験 (精神的トラウマ)
- アルコール依存など精神的に不安
- 病気、障害、体調不良による養育力低下 など

### 家族をとりまく要因

- 核家族化 (育児を相談できる人がいない)
- 経済的不安 (収入低下、失業)
- 地域からの孤立 (近所付き合いが薄い) など

### 子どもの要因

- 育てにくい子ども (かんしゃくが激しい、こだわりが強い)
- 病気、障害、発達の遅れ など

## 虐待は子どもにどんな影響を及ぼすの？

### ①身体への影響

#### 死に至ったり重い障害が残る可能性あり

- 外から見える傷 (打撲、熱傷)
- 外から見えない傷 (頭蓋内出血など)
- 栄養障害、体重増加不良や低身長

### ②知的発達への影響

- 安心できない環境で生活していると落ち着いて学習できず知的な発達が十分に得られない
- 保護者が言葉かけや遊び (知的発達にとって必要なやりとり) をしないと知的発達を阻害する

### ③心理的影響

- 最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待をされると、愛着関係を形成することができず、他人とも信頼関係の構築が困難となる
- 自分が悪いから虐待されると思う
- 自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じ、自己肯定感を持ってない
- 保護者から暴力を受けると暴力で問題を解決することを学習し、攻撃的・衝動的、欲求のままに行動する (学校や地域で粗暴な行動)
- 虐待的な環境で養育された子どもは刺激に対して過敏になる (落ち着きのない行動をとる)
- 受けた心の傷 (トラウマ) を、適切な治療を受けないまま放置すると、将来にわたりPTSDとして残る (思春期などに問題行動として現れたりする)

## 子どもを虐待から救うためには、情報提供(通告)がとても重要です!!

虐待を受けているかも? 心配な子どもがいる! と思ったら知らせてください!!  
各区役所こども家庭支援課・児童相談所でお受けします(連絡先は5ページ)

【参考:『児童虐待の防止等に関する法律』】

- 虐待(虐待と思われる場合も含まれます)の早期発見と発見した人の通告義務
  - ・虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、区役所こども家庭支援課か児童相談所に通告しなければなりません。
  - ・発見者に、虐待について通告したことの適否の責任を負わせるものではありません。
- 通告についての秘密保持
  - ・通告を受けた区役所や児童相談所では、通告の内容や通告者についての情報を、親などに伝えることはありません。
- 通告義務は守秘義務に優先します!
  - 虐待は、子どもの生命に危険が及び、子どもの人権を著しく侵害するものであり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に通告を行うことは、守秘義務\*違反にあたりません。
  - ※行政機関、医療機関、学校等で働く職員 → 法律上の守秘義務が課せられている。
  - 地域の民生委員・児童委員等 → 職務上の秘密を守ることが義務づけられている。

## 知らせを受けたら、どう対応するの?

通告受理窓口(各区役所こども家庭支援課と児童相談所)が調査(目視による安全確認、近隣住民から情報収集など)

重症度・緊急度を判断し、支援方針を検討します

重症度・緊急度が**低い**

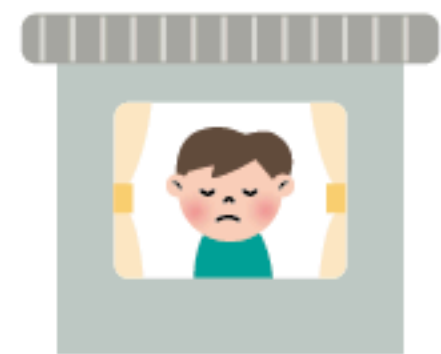
■ 地域と連携して見守ります  
(子育てを支えています)



重症度・緊急度が**高い**

■ 定期的に訪問指導

■ 一時保護



### 関係機関のネットワーク (要保護児童対策地域協議会)

【児童福祉法 第25条の2】

子ども虐待の対応は、子どもや家族に係わるさまざまな関係機関が密接に連携していくことが重要です。そのために関係機関が参加する「個別ケース検討会議」などを通して、顔の見える関係を作り連携して家庭を支援していきます。



# 毎月5日は「子供虐待防止推進の日」

本市においても子どもの死亡や重篤事例が発生しており、より一層の児童虐待対策の推進が求められています。

これを受けて、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた子どもの保護などの子どもを守るための施策の推進と、子どもに優しい街を目指して、それぞれの果たすべき役割を定めた「横浜市子供を虐待から守る条例」が平成26年11月に施行されました。



## 地域の皆さんの役割 (第5条)

- 子育てに係る保護者の負担を理解します。
- 子どもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、孤立することのないよう努めます。
- それでも心配だったら…各区こども家庭支援課・児童相談所に通告します。

※匿名でも大丈夫です。秘密は守ります。

大変そうだなあと思ったら、どう？

子育てのこと誰に相談すれば??

区役所や児童相談所に電話で相談できますよ!

と声掛けするだけでも!

悩んでいる保護者も少なくありません

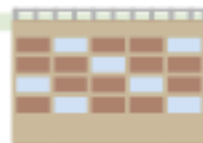
と番号を教えてあげてください!



## 保護者の皆さんの役割 (第6条)

- 子どもに愛情を持って接し自主性と自発性を育む健全な養育を行います。
- 子どもの心身の健康の保持や安全の確保は、年齢に応じた配慮をします。
- 子育てに関する知識の習得に努めます。
- 子育てについて支援してほしいと思ったら、積極的に子育て支援事業を利用します。

※子育て支援事業については各区こども家庭支援課にお尋ねください。



## 市の果たすべき役割 (第4条)

- 子育て支援事業の充実
- 虐待の予防、早期発見
- 関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援
- 専門的知識や技術を有する職員の育成
- 虐待を行うおそれのある保護者を支援



## 関係機関の果たすべき役割 (第7条) (学校・保育所・幼稚園・医療機関等)

- 市が行う子育て支援や虐待防止啓発に協力
- 虐待の早期発見
- 虐待発見時、各区こども家庭支援課・児童相談所に通告
- 多様な機会をとらえて虐待の防止に係る啓発に努める



## 妊娠中の女性と胎児の健康の保持増進 (第12条)

- 妊娠中の女性は、積極的に健康診査を受け、妊娠、出産や育児に関する必要な保健指導を受け、自己と胎児の健康の保持増進に努めます。
- 配偶者及び同居者は、妊娠中の女性が安心して生活できるよう、心身の負担を軽減するなどの配慮を行います。
- 産婦人科又は産科医療機関は、妊娠中の女性に対して、妊娠、出産や育児に関する支援のための施策の周知に努めます。

※妊娠がわかったら、できるだけ早く「妊娠の届出」を行い、母子健康手帳の交付を受けましょう。

※妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査を受診して、妊娠、出産や育児に関する必要な保健指導を受けましょう。

※両親教室などに参加して、「赤ちゃんのいる生活」の準備をしましょう。



# 「横浜市子供を虐待から守る条例」抜粋

## 目的

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

## 基本理念

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

## 市の責務

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。

3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。

4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

(1) 親になるための準備

(2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

(3) 虐待の予防及び早期発見のための方策

(4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

## 市民の責務

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。

2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。

4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

## 保護者の責務

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。

2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。

4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。

6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

## 関係機関等の責務

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。

4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。

5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

## 虐待を行った保護者への支援、指導等

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

## 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 妊娠中の女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

## 子供虐待防止の啓発

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

# 情報提供 (通告) はこちらへ

秘密は守ります。匿名でもお受けします。



## ■各区 こども家庭支援課

受付時間 月～金曜日 8:45～17:00

※全区こども家庭支援課に虐待対応調整チームが組織され通告をお受けしています。

区	電話	区	電話
青葉区	045-978-2460	瀬谷区	045-367-5608
旭区	045-954-6160	都筑区	045-948-2349
泉区	045-800-2465	鶴見区	045-510-1840
磯子区	045-750-2525	戸塚区	045-866-8472
神奈川区	045-411-7173	中区	045-224-8345
金沢区	045-788-7728	西区	045-320-8470
港南区	045-847-8439	保土ヶ谷区	045-334-6396
港北区	045-540-2388	緑区	045-930-2356
栄区	045-894-8049	南区	045-743-8266

## ■児童相談所

受付時間 月～金曜日 8:45～17:15

児童相談所名	担当区域	電話
中央児童相談所	神奈川、鶴見、中、西、南	045-260-6510
西部児童相談所	旭、泉、瀬谷、保土ヶ谷	045-331-5471
南部児童相談所	磯子、金沢、港南、栄、戸塚	045-831-4735
北部児童相談所	青葉、港北、都筑、緑	045-948-2441

## 🌙 夜間・休日の情報提供 (通告) は

よこはま子ども虐待  
ホットライン

24時間365日 受付



は ま っ こ 24じかん  
0120-805-240

